二　前号ヘ、ト又はチのものにあっては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。
イ　前　0.6
ロ　横　0.5
ハ　後　0.35

第七条の次に次の一条を加える。

（車両総重量）

第７条の２　保安基準第４条の表中の告示で定めるものは、次の各号に掲げる基準に適合するセミトレーラとする。
一　物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。
イ　バン又はこれに類するもの
ロ　タンク又はこれに類するもの
ハ　幌骨で支持された幌に覆われるもの
ニ　コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
ホ　専ら車両を運搬する構造のもの
ヘ　荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
ト　荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあっては、脱着式のものであってもよい。
チ　船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの
二　前号ヘ、ト又はチのものにあっては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。
イ　前　0.6
ロ　横　0.5
ハ　後　0.35

（軸重等）

第７条の３　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。
一　車軸の数が２であること。
二　前軸にかかる荷重が10トン以下であること。
三　前輪にかかる輪荷重が５トン以下であること。

第八十一条第二項第二号中「第５輪荷重」を「牽引自動車（国土交通大臣が定める自動車を除く。）の第５輪荷重」に、同項第三号中「保安基準第55条」を「保安基準第４条の表中の告示で定めるもの（国土交通大臣が定める自動車を除く。）又は保安基準第55条」に改める。

第八十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　保安基準第２条第１項の告示で定めるものは、次の各号に掲げる基準に適合するセミトレーラとする。
一　物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。
イ　バン又はこれに類するもの
ロ　タンク又はこれに類するもの
ハ　幌骨で支持された幌に覆われるもの
ニ　コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
ホ　専ら車両を運搬する構造のもの
ヘ　荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
ト　荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあっては、脱着式のものであってもよい。
チ　船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの
二　前号ヘ、ト又はチのものにあっては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。
イ　前　0.6
ロ　横　0.5
ハ　後　0.35

第八十五条の次に次の一条を加える。

（車両総重量）

第85条の２　保安基準第４条の表中の告示で定めるものは、次の各号に掲げる基準に適合するセミトレーラとする。
一　物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。
イ　バン又はこれに類するもの
ロ　タンク又はこれに類するもの
ハ　幌骨で支持された幌に覆われるもの
ニ　コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
ホ　専ら車両を運搬する構造のもの
ヘ　荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
ト　荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあっては、脱着式のものであってもよい。
チ　船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの
二　前号ヘ、ト又はチのものにあっては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。
イ　前　0.6
ロ　横　0.5
ハ　後　0.35

（軸重等）

第85条の３　保安基準第４条の２第１項及び第３項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。
一　車軸の数が２であること。
二　前軸にかかる荷重が10トン以下であること。
三　前輪にかかる輪荷重が５トン以下であること。

第百五十九条第二項第二号中「第５輪荷重」を「牽引自動車（国土交通大臣が定める自動車を除く。）の第５輪荷重」に、同項第三号中「保安基準第55条」を「保安基準第４条の表中の告示で定めるもの（国土交通大臣が定める自動車を除く。）又は保安基準第55条」に改める。

第百六十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　保安基準第２条第１項の告示で定めるものは、次の各号に掲げる基準に適合するセミトレーラとする。
一　物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。
イ　バン又はこれに類するもの
ロ　タンク又はこれに類するもの